

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書



下記の①から③の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
(①から③以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

被保険者情報	被保険者証 記号	番号			
	氏名	(フリガナ)	生年月日	昭和 平成	年 月 日
	住所	〒	—	都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先)

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由	<input type="checkbox"/> ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため	
	再取得後の健康保険の被保険者証の記号番号	
	適用事業所の名称	
	資格取得年月日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため	
	後期高齢者医療の被保険者証の被保険者番号	
	都道府県後期高齢者医療広域連合の名称	() 後期高齢者医療広域連合
	資格取得年月日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため	

【添付書類と留意事項】

喪失事由	添付書類	留意事項
①又は②の方	<ul style="list-style-type: none">任意継続被保険者の被保険者証、又は資格確認書（被扶養者分を含む） * 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。新たに取得した資格確認書のコピー又は資格情報のお知らせのコピー	<ul style="list-style-type: none">資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者証の資格取得年月日となります。保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
③の方	<ul style="list-style-type: none">任意継続被保険者の被保険者証、又は資格確認書（被扶養者分を含む） <p>【注：被保険者証等の添付について】</p> <p>③が資格喪失事由の場合、申出月の月末までは被保険者証を使用することができます。月末まで被保険者証を使用する予定がある場合は、この申出書に被保険者証は添付せず、申出月の翌月1日以降に〇〇〇課まで送付ください。（高齢受給者証なども同様となります。）</p>	<ul style="list-style-type: none">資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。申出後にこの資格喪失を取り消すことは

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかりません。

健保組合 記入欄	年 月 日 喪失
-------------	----------